



2019年8月2日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾
(電話番号 03-3668-5183)

事業再生ADR 手続における事業再生計画案の協議のための債権者会議の
開催等に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおります。

本日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の再々続会において、手続実施者より、お取引金融機関様に対して、当社らの事業再生計画案に係る調査結果を報告いただきました。今後、お取引金融機関様において上記調査結果を踏まえて当社らの事業再生計画案の内容をご検討いただくこととなりますので、当社らといたしましてもご理解を賜るよう努めてまいります。

事業再生 ADR 手続に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更され、必要に応じて続行期日を設ける可能性があります。

2019年9月18日予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会

当社らは、引き続き事業再生 ADR 手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関様の同意による当社らの事業再生計画案の成立を目指してまいります。

以上